

(別記第11号様式) *両面印刷

保育士業務従事届

(西暦) 年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

修学生番号	
住所	〒 —
氏名	Ⓜ
TEL	— —
保育士登録番号	
保育士登録日	

下記のとおり指定施設（従事先施設）等において保育業務に従事したので届け出ます。

(↑以上は修学生が記入)

(↓以下は従事先施設が記入・証明)

名称	施設名： (法人名：)		
施設等種別 ※1	◆幼稚園の場合、要件(※1)を確認し該当した→ <input type="checkbox"/>	職種 ※2	
施設所在地	〒 — TEL — —		
雇用形態	常勤 ・ 非常勤 *どちらかに○を付けてください。		
従事期間 ※3	(西暦) 年 月 日 から 年 月 日 まで *非常勤の場合 →別紙「従事日数内訳書」(非常勤は添付必須)による従事日数 _____日 *上記期間に休職期間が含まれる場合 →休職期間：(西暦) 年 月 日から 年 月 日まで		

※1 本事業の対象種別でない場合、本証明の対象外です。修学生と裏面をご確認ください。

※2 「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」以外は基本的に本証明の対象外です。修学生と裏面をご確認ください。

※3 証明が必要な期間については修学生にご案内しています。修学生とご確認の上、基本的には証明日時時点で証明可能な期間（例えば入職日～証明日まで等）をご記入ください。裏面もご参照ください。

保育士業務従事証明書

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

従事先名

管理者職名

氏 名

社判

※法人名と施設名どちらの証明でも構いません（押印は必須）。

※派遣の場合、派遣元と派遣先どちらの証明でも構いません。

※この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等が発行する勤務証明書に代えることができます。

(別記第11号様式裏面)

※修学生におかれましては、従事先施設への依頼時等に本裏面をご活用ください。従事先に証明を依頼するときは先に氏名等をご自身でご記入ください。なお、本届は別様式「返還猶予申請書」にて猶予理由2（休職等の場合は3）に該当する場合にご提出いただくものです。

※従事先施設におかれましては、証明に際し必要に応じてご確認をお願いします。

<保育士修学資金とは>

保育士養成施設の学生に修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とする制度です。養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、東京都内の従事先施設等で5年間継続して保育士業務に従事した場合に返還が免除されます。

本申請書は修学生（本制度を利用した本人）の保育士業務への従事の状態を確認するために、修学生が東京都社会福祉協議会に提出するものです。従事先施設におかれましては従事の状態の証明にご協力をいただきたく、お願いいたします。

<施設等種別（※1）について>

本事業の対象種別でない場合、本届の証明の対象外です。具体的な対象種別は、東京都福祉人材センターのWebページに掲載している「申込みのしおり」の「従事先施設等一覧」にて確認することができます。

例えば、「認可保育所」、「認証保育所」、「認可外保育所」、「認定こども園」は対象です（その他の対象種別については「従事先施設等一覧」参照）。「幼稚園」の場合は預かり保育の常時実施等細かな追加要件がありますので、必ず「従事先施設等一覧」をご確認ください。

◆東京都福祉人材センターWeb ページ（保育士修学資金）ご案内◆

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kashitsuke-hoiku.html>

- ① 「フクシロウ」で検索し、人材センターホームページのトップページを開く
- ② 下にスクロールして「福祉人材のための資金貸付事業」というピンクの枠をクリック
- ③ 資金一覧から「保育士修学資金」をクリック
- ④ PDFで掲載されている「申込みのしおり」を確認

<職種（※2）について>

保育士業務以外（例えば調理、事務等）で従事している場合、本届の証明の対象外です。職種欄を「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」として証明できない場合（「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」の業務に従事していない場合）は基本的に対象外です。

<従事期間（※3）について>

証明が必要な期間については修学生にご案内しています。修学生とご確認の上、基本的には証明日時時点で証明可能な期間（例えば入職日～証明日まで等）をご記入ください。必要期間以上証明してあれば問題ありません。

本届は基本的に1年ごとに提出していただいておりますので、修学生の状況により毎年証明を依頼することになります。お手数をおかけしますが協力いただきたく、よろしくお願いいたします。

非常勤の場合は、別紙「従事日数内訳書」もあわせてご提出いただきます。非常勤で同一期間内に複数の事業所に所属した場合は、それぞれの事業所から従事日数を証明していただく必要があります。なお、従事日数（年180日間）を満たしているかを確認する際、複数の事業所で重複した従事日は、1日として数えますが、各事業所で証明する際は、重複は考慮せず該当の事業所分の日数等をそのままご記入ください。